

議案第111号

大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(基準該当介護予防サービスに関する基準) 第3条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準は、次条、<u>第5条及び第11条</u>に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。 [削る]	(基準該当介護予防サービスに関する基準) 第3条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準は、次条<u>及び第5条</u>に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。 <u>(1)</u> 基準該当介護予防訪問介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）をいう。以下同じ。）（以下「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準」という。）第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第41条から第44条まで並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第45条において準用する平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第4条、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第20条（第1項を除く。）、第21条、第23条、第24条、第25条第1項及び第3項、第26条、第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第37条第1項並びに第38条から第40条まで

(1) 基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第58条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）指定介護予防サービス等基準第58条から第60条まで並びに指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指定介護予防サービス等基準第46条、第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条（第1項を除く。）、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53

(2) 基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第58条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）指定介護予防サービス等基準第58条から第60条まで並びに指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指定介護予防サービス等基準第46条、第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条（第1項を除く。）、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53

条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第2条から第5条まで（これらの規定のうち指定介護予防サービス等基準に係る部分に限る。以下同じ。）

[削る]

(2) 基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第179条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。） 指定介護予

条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条

(3) 基準該当介護予防通所介護（平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。） 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第112条から第114条まで並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第115条において準用する指定介護予防サービス等基準第52条第1項並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第115条において準用する平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2、第36条、第96条、第100条（第1項を除く。）、第101条から第105条の2まで、第106条第1項及び第108条から第111条まで

(4) 基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第179条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。） 指定介護予

防サービス等基準第180条（第4項を除く。）、第181条、第182条及び第183条（第1項を除く。）並びに指定介護予防サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の8第5項及び第6項並びに第53条の9第2項を除く。）、第120条の2、第120条の4、第128条、第133条、第134条、第135条（第1項を除く。）、第136条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

- (3) 基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第279条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）指定介護予防サービス等基準第279条並びに指定介護予防サービス等基準第280条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の5から第53条の11まで（第53条の8第5項及び第6項を除く。）、第120条の2第1項、第2項及び第4項、第265条、第267条、第268条、第269条（第1項を除く。）

防サービス等基準第180条（第4項を除く。）、第181条、第182条及び第183条（第1項を除く。）並びに指定介護予防サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の4から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4、第128条、第133条、第134条、第135条（第1項を除く。）、第136条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第179条、第180条第4項、第183条第1項及び第184条

- (5) 基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第279条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）指定介護予防サービス等基準第279条並びに指定介護予防サービス等基準第280条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の5から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第120条の2第1項及び第2項、第265条、第267条、第268条、第269

く。)、第270条から第274条まで、第275条第1項並びに第277条から<u>第278条の2</u>まで並びに令和3年改正省令附則第2条から<u>第4条</u>まで (基準該当介護予防サービスに係る管理者の責務) 第4条 基準該当介護予防サービスの事業を行う者(以下「基準該当介護予防サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 [削る] <u>(1)</u> 基準該当介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の	条(第1項を除く。)、第270条から第274条まで、第275条第1項並びに第277条から<u>第278条の2</u>まで (基準該当介護予防サービスに係る管理者の責務) 第4条 [同左] <u>(1)</u> 基準該当介護予防訪問介護 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第44条並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第45条において準用する平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第20条(第1項を除く。)、第21条、第23条、第24条、第25条第3項、第26条、第28条から第33条まで、第34条(第5項及び第6項を除く。)、第34条の2から第36条まで、第37条第1項並びに第38条から第40条まで <u>(2)</u> 基準該当介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の
---	--

10から第49条の13まで、第50条（第1項を除く。）、第50条の2から第51条まで、第53条から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

[削る]

(2) 基準該当介護予防短期入所生活介護
指定介護予防サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の8第5項及び第6項並びに第53条の9第2項を除く。）、第120条の2、第120条の4、第133条、第134条、第135条（第1項を除く。）、第136条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

10から第49条の13まで、第50条（第1項を除く。）、第50条の2から第51条まで、第53条から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条

(3) 基準該当介護予防通所介護 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第115条において準用する平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2、第36条、第100条（第1項を除く。）、第101条から第105条の2まで、第106条第1項及び第108条から第111条まで

(4) 基準該当介護予防短期入所生活介護
指定介護予防サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4、第133条、第134条、第135条（第1項を除く。）、第136条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第

<u>(3)</u> 基準該当介護予防福祉用具貸与 指定 介護予防サービス等基準第280条において 準用する指定介護予防サービス等基準 第49条の2から第49条の8まで、第49条 の10から第49条の13まで、第50条の2、 <u>第50条の3、第53条の2の2、第53条の</u> <u>5から第53条の11まで（第53条の8第5</u> <u>項及び第6項を除く。）</u>、第120条の2第1 項、<u>第2項及び第4項</u>、第269条（第1項 を除く。）、第270条から第274条まで、第 275条第1項並びに第277条から<u>第278条</u> <u>の2まで並びに令和3年改正省令附則第</u> <u>2条から第4条まで</u> （基準該当介護予防サービスに係る記録の整備） 第5条 基準該当介護予防サービス事業者 は、次の各号に掲げる基準該当介護予防サ ービスの区分に応じ、当該各号に定める利 用者に対する基準該当介護予防サービスの 提供に関する記録を整備し、当該サービス を提供した日から5年間保存しなければならない。 〔削る〕 <u>(1)</u> 〔略〕 〔削る〕 <u>(2)・(3)</u> 〔略〕	<u>184条</u> <u>(5)</u> 基準該当介護予防福祉用具貸与 指定 介護予防サービス等基準第280条において 準用する指定介護予防サービス等基準 第49条の2から第49条の8まで、第49条 の10から第49条の13まで、第50条の2、 <u>第50条の3、第53条の5から第53条の7</u> <u>まで、第53条の8（第5項及び第6項を</u> <u>除く。）</u>、<u>第53条の9から第53条の11まで、</u> 第120条の2第1項<u>及び第2項</u>、第269条 （第1項を除く。）、第270条から第274条 まで、第275条第1項並びに第277条から <u>第278条の2まで</u> （基準該当介護予防サービスに係る記録の整備） 第5条 〔同左〕 <u>(1)</u> 基準該当介護予防訪問介護 平成27年 改正前指定介護予防サービス等基準第37 条第2項各号に掲げる記録 <u>(2)</u> 〔同左〕 <u>(3)</u> 基準該当介護予防通所介護 平成27年 改正前指定介護予防サービス等基準第 106条第2項各号に掲げる記録 <u>(4)・(5)</u> 〔同左〕
---	--

(共生型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに共生型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第6条の2 法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条、第6条の4及び第11条に定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準第1条から第3条まで及び第165条並びに指定介護予防サービス等基準第166条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで(第53条の9第2項を除く。)、第120条の2、第120条の4、第128条、第130条、第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条までに定めるところによる。

(共生型介護予防サービスに係る管理者の責務)

第6条の3 共生型介護予防サービスの事業を行う者(以下「共生型介護予防サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指

(共生型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに共生型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第6条の2 法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条の4に定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準第1条から第3条まで及び第165条並びに指定介護予防サービス等基準第166条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の4から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4、第128条、第130条、第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条までに定めるところによる。

(共生型介護予防サービスに係る管理者の責務)

第6条の3 共生型介護予防サービスの事業を行う者(以下「共生型介護予防サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指

定介護予防サービス等基準第166条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の2、第120条の4、第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条までに係る部分並びに次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第7条 法第115条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

[削る]

定介護予防サービス等基準第166条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4、第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条までに係る部分並びに次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第7条 法第115条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準第1条から第3条まで及び平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第1条並びに次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 指定介護予防訪問介護（平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第4条に

(1) 指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第46条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(2) 指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第62条から第67条まで、第69条から第72条の2まで、第73条第1項及び第75条から第77条まで並びに指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2、第49条の3、第49条の5から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項及び第53条の2の2から第53条の11まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで

(3) 指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテー

規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。） 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第4条から第24条まで、第25条第1項及び第3項、第26条から第36条まで、第37条第1項並びに第38条から第40条まで

(2) 指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第46条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条

(3) 指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第62条から第67条まで、第69条から第72条まで、第73条第1項及び第75条から第77条まで並びに指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2、第49条の3、第49条の5から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項及び第53条の2から第53条の11まで

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテー

ションをいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第78条から第82条まで、第83条第1項、第85条及び第86条並びに指定介護予防サービス等基準第84条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで、第67条及び第72条の2並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで

- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第87条から第91条まで、第92条第1項、第94条及び第95条並びに指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49条の12、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで、第67条及び第72条の2並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで

ションをいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第78条から第82条まで、第83条第1項、第85条及び第86条並びに指定介護予防サービス等基準第84条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条

- (5) 指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第87条から第91条まで、第92条第1項、第94条及び第95条並びに指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49条の12、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号。以下「平成30年改正省令」という。）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成30年改正省令第4条の規定に

[削る] (5) 指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第116条から第118条の3まで、第119条第1項、第120条から第121条まで、第122条第1項及び第123条から第127条まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで (6) 指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定介護予	による改正前の指定介護予防サービス等基準第87条から第89条まで及び第95条第3項 (6) 指定介護予防通所介護（平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。） 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第96条から第105条の2まで、第106条第1項及び第108条から第111条まで並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第107条において準用する指定介護予防サービス等基準第52条第1項並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第107条において準用する平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第34条の2まで及び第36条 (7) 指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第116条から第118条の3まで、第119条第1項、第120条から第121条まで、第122条第1項及び第123条から第127条まで (8) 指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定介護予
--	--

防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準第151条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第128条から第131条まで、第132条（第7項第1号を除く。）、第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の2及び第120条の4並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(7) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第129条、第130条、第151条、第152条、第153条（第7項第1号を除く。）、第154条から第158条まで及び第160条から第164条まで並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第133条、第134条、第136条、第137条、第139条の2、第140条及び第141条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス

防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準第151条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第128条から第131条まで、第132条（第7項第1号を除く。）、第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の4から第53条の11まで、第120条の2及び第120条の4

(9) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第129条、第130条、第151条、第152条、第153条（第7項第1号を除く。）、第154条から第158条まで及び第160条から第164条まで並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第133条、第134条、第136条、第137条、第139条の2、第140条及び第141条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス

等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）及び第120条の4並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで並びに第6条第2項及び第7条（これらの規定のうち指定介護予防サービス等基準に係る部分に限る。以下同じ。）

- (8) 指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準第203条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第186条から第193条まで、第194条第1項及び第196条から第202条まで並びに附則第7条から第9条まで、第11条及び第12条並びに指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120

等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の4から第53条の11まで及び第120条の4

- (10) 指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準第203条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第186条から第193条まで、第194条第1項及び第196条から第202条まで並びに附則第7条から第9条まで、第11条及び第12条並びに指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4、第121条、第133条、第

条の 2、第120条の 4、第121条、第133条、
第134条第 2 項及び第140条並びに令和 3
年改正省令附則第 2 条から第 5 条まで

(9) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニ
ット型指定介護予防短期入所療養介護の
事業に係るものに限る。） 指定介護予防
サービス等基準第187条、第203条から第
209条まで及び第211条から第215条まで
並びに指定介護予防サービス等基準第
210条において準用する指定介護予防サ
ービス等基準第189条、第191条及び第194
条第 1 項並びに指定介護予防サービス等
基準第210条において準用する指定介護
予防サービス等基準第195条において準
用する指定介護予防サービス等基準第49
条の 3 から第49条の 7 まで、第49条の 9、
第49条の10、第49条の13、第50条の 2、
第50条の 3、第52条第 1 項、第53条の 2
の 2、第53条の 4、第53条の 5、第53条
の 7 から第53条の11まで（第53条の 9 第
2 項を除く。）、第120条の 4、第121条、
第133条、第134条第 2 項及び第140条並び
に令和 3 年改正省令附則第 2 条から第 5
条まで

(10) 指定介護予防特定施設入居者生活介護
（指定介護予防サービス等基準第230条
第 1 項に規定する指定介護予防特定施設
入居者生活介護をいう。以下同じ。）（外
部サービス利用型指定介護予防特定施設
入居者生活介護（指定介護予防サービス
等基準第253条に規定する外部サービス

134条第 2 項及び第140条

(11) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニ
ット型指定介護予防短期入所療養介護の
事業に係るものに限る。） 指定介護予防
サービス等基準第187条、第203条から第
209条まで及び第211条から第215条まで
並びに指定介護予防サービス等基準第
210条において準用する指定介護予防サ
ービス等基準第189条、第191条及び第194
条第 1 項並びに指定介護予防サービス等
基準第210条において準用する指定介護
予防サービス等基準第195条において準
用する指定介護予防サービス等基準第49
条の 3 から第49条の 7 まで、第49条の 9、
第49条の10、第49条の13、第50条の 2、
第50条の 3、第52条第 1 項、第53条の 4、
第53条の 5、第53条の 7 から第53条の11
まで、第120条の 4、第121条、第133条、
第134条第 2 項及び第140条

(12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護
（指定介護予防サービス等基準第230条
第 1 項に規定する指定介護予防特定施設
入居者生活介護をいう。以下同じ。）（外
部サービス利用型指定介護予防特定施設
入居者生活介護（指定介護予防サービス
等基準第253条に規定する外部サービス

利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を除く。) 指定介護予防サービス等基準第230条から第235条まで、第237条から第243条まで、第244条第1項及び第246条から第252条まで並びに附則第15条、第19条及び第21条並びに指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の4及び第139条の2並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

- (11) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準第253条から第260条まで、第261条第1項、第263条及び第264条並びに附則第15条、第18条、第20条及び第21条並びに指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の4、第139条の2、第235条、第237条から第239条まで及び第241条から第243条まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

- (12) 指定介護予防福祉用具貸与（指定介護

利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を除く。) 指定介護予防サービス等基準第230条から第235条まで、第237条から第243条まで、第244条第1項及び第246条から第252条まで並びに附則第15条、第19条及び第21条並びに指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条の4から第53条の11まで、第120条の4及び第139条の2

- (13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準第253条から第260条まで、第261条第1項、第263条及び第264条並びに附則第15条、第18条、第20条及び第21条並びに指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条の4から第53条の11まで、第120条の4、第139条の2、第235条、第237条から第239条まで及び第241条から第243条まで

- (14) 指定介護予防福祉用具貸与（指定介護

予防サービス等基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第265条から第274条まで、第275条第1項及び第277条から第278条の2まで並びに指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の5から第53条の11まで並びに第120条の2第1項、第2項及び第4項並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで

- (13) 指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準第281条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第281条から第287条まで、第288条第1項及び第290条から第292条まで並びに指定介護予防サービス等基準第289条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の12まで、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の3、第53条の5から第53条の11まで、第120条の2第1項、第2項及び第4項、第270条から第272条まで並びに第274条並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで

(指定介護予防サービスに係る管理者の責務)

予防サービス等基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第265条から第274条まで、第275条第1項及び第277条から第278条の2まで並びに指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の5から第53条の11まで並びに第120条の2第1項及び第2項

- (15) 指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準第281条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第281条から第287条まで、第288条第1項及び第290条から第292条まで並びに指定介護予防サービス等基準第289条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の12まで、第50条の3、第52条第1項、第53条の3、第53条の5から第53条の11まで、第120条の2第1項及び第2項、第270条から第272条まで並びに第274条

(指定介護予防サービスに係る管理者の責務)

第8条 指定介護予防サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

[削る]

(1) 指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第49条の2から第51条まで、第53条から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(2) 指定介護予防訪問看護 指定介護予防サービス等基準第66条、第67条、第69条から第72条の2まで、第73条第1項及び第75条から第77条まで並びに指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2、第49条の3、第49条の5から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3及び第53条の2の2から第53条の11まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで

(3) 指定介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第81条、

第8条 [同左]

(1) 指定介護予防訪問介護 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第8条から第24条まで、第25条第3項、第26条から第36条まで、第37条第1項及び第38条から第40条まで

(2) 指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第49条の2から第51条まで、第53条から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条

(3) 指定介護予防訪問看護 指定介護予防サービス等基準第66条、第67条、第69条から第72条まで、第73条第1項及び第75条から第77条まで並びに指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2、第49条の3、第49条の5から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3及び第53条の2から第53条の11まで

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第81条、

第82条、第83条第1項、第85条及び第86条並びに指定介護予防サービス等基準第84条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで、第67条及び第72条の2並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで

- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防サービス等基準第90条、第91条、第92条第1項、第94条及び第95条並びに指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49条の12、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで、第67条及び第72条の2並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで

[削る]

第82条、第83条第1項、第85条及び第86条並びに指定介護予防サービス等基準第84条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条

- (5) 指定介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防サービス等基準第90条、第91条、第92条第1項、第94条及び第95条並びに指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49条の12、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条

- (6) 指定介護予防通所介護 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第100条から第105条の2まで、第106条第1項及び第108条から第111条まで並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第107条において準用する平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第34条の2まで及び

(5) 指定介護予防通所リハビリテーション
指定介護予防サービス等基準第118条
の2、第118条の3、第120条から第121条
まで、第122条第1項及び第123条から第
127条まで並びに令和3年改正省令附則
第2条から第5条まで

(6) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニ
ット型指定介護予防短期入所生活介護の
事業に係るものを除く。） 指定介護予防
サービス等基準第133条から第140条ま
で、第141条第1項及び第143条から第150
条まで並びに指定介護予防サービス等基
準第142条において準用する指定介護予
防サービス等基準第49条の3から第49条
の7まで、第49条の9、第49条の10、第
49条の13、第50条の2、第50条の3、第
53条の2の2、第53条の4から第53条の
11まで（第53条の9第2項を除く。）、第
120条の2及び第120条の4並びに令和3
年改正省令附則第2条から第5条まで

(7) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニ
ット型指定介護予防短期入所生活介護の
事業に係るものに限る。） 指定介護予防
サービス等基準第155条から第158条まで
及び第160条から第164条まで並びに指定
介護予防サービス等基準第159条におい
て準用する指定介護予防サービス等基準
第133条、第134条、第136条、第137条、
第139条の2、第140条及び第141条第1項
並びに指定介護予防サービス等基準第

第36条

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション
指定介護予防サービス等基準第118条
の2、第118条の3、第120条から第121条
まで、第122条第1項及び第123条から第
127条まで

(8) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニ
ット型指定介護予防短期入所生活介護の
事業に係るものを除く。） 指定介護予防
サービス等基準第133条から第140条ま
で、第141条第1項及び第143条から第150
条まで並びに指定介護予防サービス等基
準第142条において準用する指定介護予
防サービス等基準第49条の3から第49条
の7まで、第49条の9、第49条の10、第
49条の13、第50条の2、第50条の3、第
53条の4から第53条の11まで、第120条の
2及び第120条の4

(9) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニ
ット型指定介護予防短期入所生活介護の
事業に係るものに限る。） 指定介護予防
サービス等基準第155条から第158条まで
及び第160条から第164条まで並びに指定
介護予防サービス等基準第159条におい
て準用する指定介護予防サービス等基準
第133条、第134条、第136条、第137条、
第139条の2、第140条及び第141条第1項
並びに指定介護予防サービス等基準第

159条において準用する指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）及び第120条の4並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで、第6条第2項及び第7条

- (8) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものを除く。）指定介護予防サービス等基準第189条から第193条まで、第194条第1項及び第196条から第202条まで並びに指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の2、第120条の4、第121条、第133条、第134条第2項及び第140条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

- (9) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものに限る。）指定介護予防サービス等基準第206条から第209条まで及び第211条から第215条まで並びに指定

159条において準用する指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4から第53条の11まで及び第120条の4

- (10) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものを除く。）指定介護予防サービス等基準第189条から第193条まで、第194条第1項及び第196条から第202条まで並びに指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4、第121条、第133条、第134条第2項及び第140条

- (11) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものに限る。）指定介護予防サービス等基準第206条から第209条まで及び第211条から第215条まで並びに指定

介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第189条、第191条及び第194条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の4、第121条、第133条、第134条第2項及び第140条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

- (10) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）指定介護予防サービス等基準第234条、第235条、第237条から第243条まで、第244条第1項及び第246条から第252条まで並びに指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の4及び第139条の2並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

- (11) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サー

介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第189条、第191条及び第194条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで、第120条の4、第121条、第133条、第134条第2項及び第140条

- (12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）指定介護予防サービス等基準第234条、第235条、第237条から第243条まで、第244条第1項及び第246条から第252条まで並びに指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第53条の4から第53条の11まで、第120条の4及び第139条の2

- (13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サー

ビス等基準第258条から第260条まで、第261条第1項、第263条及び第264条並びに指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の4、第139条の2、第235条、第237条から第239条まで及び第241条から第243条まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(12) 指定介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第269条から第274条まで、第275条第1項及び第277条から第278条の2まで並びに指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の5から第53条の11まで並びに第120条の2第1項、第2項及び第4項並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで

(13) 指定特定介護予防福祉用具販売 指定介護予防サービス等基準第285条から第287条まで、第288条第1項及び第290条から第292条まで並びに指定介護予防サービス等基準第289条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の12まで、第50条の3、第53条の2の

ビス等基準第258条から第260条まで、第261条第1項、第263条及び第264条並びに指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第53条の4から第53条の11まで、第120条の4、第139条の2、第235条、第237条から第239条まで及び第241条から第243条まで

(14) 指定介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第269条から第274条まで、第275条第1項及び第277条から第278条の2まで並びに指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第53条の5から第53条の11まで並びに第120条の2第1項及び第2項

(15) 指定特定介護予防福祉用具販売 指定介護予防サービス等基準第285条から第287条まで、第288条第1項及び第290条から第292条まで並びに指定介護予防サービス等基準第289条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の12まで、第50条の3、第53条の3、

<u>2、第53条の3、第53条の5から第53条の11まで、第120条の2第1項、第2項及び第4項、第270条から第272条まで並びに第274条並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで</u> (指定介護予防サービスに係る記録の整備) 第9条 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定介護予防サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。 [削る] <u>(1)～(4)</u> [略] [削る] <u>(5)～(13)</u> [略] <u>(電磁的記録等)</u> <u>第11条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者並びに基準該当介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ</u>	第53条の5から第53条の11まで、第120条の2第1項及び第2項、第270条から第272条まで並びに<u>第274条</u> (指定介護予防サービスに係る記録の整備) 第9条 [同左] <u>(1)</u> 指定介護予防訪問介護 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第37条第2項各号に掲げる記録 <u>(2)～(5)</u> [同左] <u>(6)</u> 指定介護予防通所介護 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第106条第2項各号に掲げる記録 <u>(7)～(15)</u> [同左] [新設]
--	--

の条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの（次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（指定介護予防サービス等基準第293条第1項に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

- (1) 第3条第1号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (2) 第3条第2号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (3) 第3条第3号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第280条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (4) 第6条の2に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第166条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (5) 第7条第1号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (6) 第7条第2号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第

49条の5第1項に係る部分

(7) 第7条第3号に定める基準のうち指定
介護予防サービス等基準第84条において
準用する指定介護予防サービス等基準第
49条の5第1項に係る部分

(8) 第7条第4号に定める基準のうち指定
介護予防サービス等基準第93条において
準用する指定介護予防サービス等基準第
49条の5第1項に係る部分

(9) 第7条第5号に定める基準のうち指定
介護予防サービス等基準第123条におい
て準用する指定介護予防サービス等基準
第49条の5第1項に係る部分

(10) 第7条第6号に定める基準のうち指定
介護予防サービス等基準第142条におい
て準用する指定介護予防サービス等基準
第49条の5第1項に係る部分

(11) 第7条第7号に定める基準のうち指定
介護予防サービス等基準第159条におい
て準用する指定介護予防サービス等基準
第142条において準用する指定介護予防
サービス等基準第49条の5第1項に係る
部分

(12) 第7条第8号に定める基準のうち指定
介護予防サービス等基準第195条におい
て準用する指定介護予防サービス等基準
第49条の5第1項に係る部分

(13) 第7条第9号に定める基準のうち指定
介護予防サービス等基準第210条におい
て準用する指定介護予防サービス等基準
第195条において準用する指定介護予防

サービス等基準第49条の5第1項に係る部分

(14) 第7条第10号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第237条第1項及び指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分

(15) 第7条第11号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項及び第237条第1項に係る部分

(16) 第7条第12号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分

(17) 第7条第13号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第289条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者並びに基準該当介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防サービスの提供に当たる者は、交付等(指定介護予防サービス等基準第293条第2項に規定する交付等をいう。)のうち、この条例の規定による基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。)によ

ることができる。

第12条・第13条 [略]

附 則

[1 略]

(経過措置)

- 2 大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第7条（第9号中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）附則第3条に係る部分に限る。）及び附則第2項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）において指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）が、指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第7条（第6号中指定介

第11条・第12条 [同左]

附 則

[1 同左]

(経過措置)

- 2 大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第7条（第9号中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）附則第3条に係る部分に限る。）及び附則第2項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）において指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）が、指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第7条（第8号中指定介

護予防サービス等基準第132条第6項第1号イ及びロ並びに第2号イ並びに第7項に係る部分に限る。)及び第10条の規定は適用しない。

- 3 指定居宅サービス等基準条例第7条（第10号中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号）附則第3条に係る部分に限る。）の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。）においてユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第7条に定める基準のうち、同条第7号に定める指定介護予防サービス等基準第153条第6項に係る

護予防サービス等基準第132条第6項第1号イ及びロ並びに第2号イ並びに第7項に係る部分に限る。)及び第10条の規定は適用しない。

- 3 指定居宅サービス等基準条例第7条（第10号中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号）附則第3条に係る部分に限る。）の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。）においてユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第7条に定める基準のうち、同条第9号に定める指定介護予防サービス等基準第153条第6項に係る

部分の適用にあつては、同項第 1 号ロ(2)中「2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。 4 指定居宅サービス等基準条例第 7 条（第 13 号及び第 14 号中指定居宅サービス等基準附則第 13 条に係る部分に限る。）の規定の適用を受けている有料老人ホーム（老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームをいう。）については、第 7 条に定める基準のうち、<u>同条第 10 号</u>に定める指定介護予防サービス等基準第 233 条第 3 項に係る部分にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。 [5 略]	部分の適用にあつては、同項第 1 号ロ(2)中「2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。 4 指定居宅サービス等基準条例第 7 条（第 13 号及び第 14 号中指定居宅サービス等基準附則第 13 条に係る部分に限る。）の規定の適用を受けている有料老人ホーム（老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームをいう。）については、第 7 条に定める基準のうち、<u>同条第 12 号</u>に定める指定介護予防サービス等基準第 233 条第 3 項に係る部分にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。 [5 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。